

参考資料集

【1 参考資料】(答申p3)

(4文科初375号)「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」(通知)(令和4年4月27日)

※本通知の概要は以下の通り

- 1.特別支援学級又は通級による指導のいずれにおいて教育を行うべきかの判断について
- 2.特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について
- 3.特別支援学級に在籍する児童生徒の自立活動の時数について
- 4.通級による指導の更なる活用について



出典:(4 文科初 375 号)特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

【3 参考資料】(答申p6)

1. 市教委の基本方針

養 護 教 育 の 進 め 方

昭和 53 年 9 月
枚方市教育委員会

障害児の問題は、教育にたずさわるすべての者が、十分な理解と認識をもって積極的に取り組まなければならない課題であり、すべての子どもが共に学び、共に生活する場を設定することで、共に育っていく教育を創り上げることも大切な課題であると考えます。

本市教育委員会はこうした考え方に基づいて、次のような施策で養護教育を進める。

1. 障害児の就学と教育内容の充実のために、教育諸条件の整備をはかる。
2. 就学前の教育諸機関及び医療・相談機関と十分な連絡をとりながら、就学の促進をはかる。
3. 公立幼稚園における障害児の教育のための条件整備について配慮する。
4. 障害児の教育は、基本的には、校区の学校で行われるのが望ましい。しかし、肢体不自由や難聴・弱視・病虚弱・言語障害の中に、実際の指導に当たって子どもの状態に応じた施設整備や、特別な訓練・治療を必要とする場合がある。そのために、現時点では、集中的に肢体不自由学級等を設置する。
5. すべての学校に養護学級を設置することで、普通学級での取り組みとともに養護教育の充実をはかる。

なお、養護教育の推進のため、公立高校に養護学級を設置して障害児の受け入れをはかるよう、大阪府教育委員会に要望する。また、障害児にとって必要な治療・訓練・教育相談や必要に応じた障害児の生活を支える活動を容易にするための有効な施設の拡充に努力しなければならないと考える。

出典：宮崎隆太郎.障害児がいて見えてきた.三一書房,1980,p.45-46.

【4 参考資料】(答申p9～p12)

《就学相談・相談体制》

文部科学省は、図のように「教育支援委員会」を位置づけ、その機能を次のようにしています。

- ・ 障害のある子どもの状態を早期から把握する観点から、教育相談との連携により、障害のある子どもの情報を継続的に把握する。
- ・ 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人・保護者に対する情報提供を行う。
- ・ 特別な教育的ニーズと必要な支援について整理し、個別的教育支援計画の作成について助言を行う。
- ・ 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行う。
- ・ 就学先の学校に対して適切な情報提供を行う。
- ・ 就学後についても、必要に応じ「学びの場」の変更等について助言を行う。
- ・ 「合理的配慮」の提供の妥当性についての評価や、「合理的配慮」に関し、本人・保護者、設置者・学校の意見が一致しない場合の調整について助言を行う。
- ・ 教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することに加え、本人・保護者の意向を聴取する。
- ・ 学校や市町村教育委員会が、保護者の「伴走者」として親身になって相談相手となる。
- ・ 子どもの健康、学習、発達、成長という観点を大切にして就学相談・就学先決定に臨むよう働きかけを行う。
- ・ 就学にあたっては、本人・保護者の意向を可能な限り尊重する。

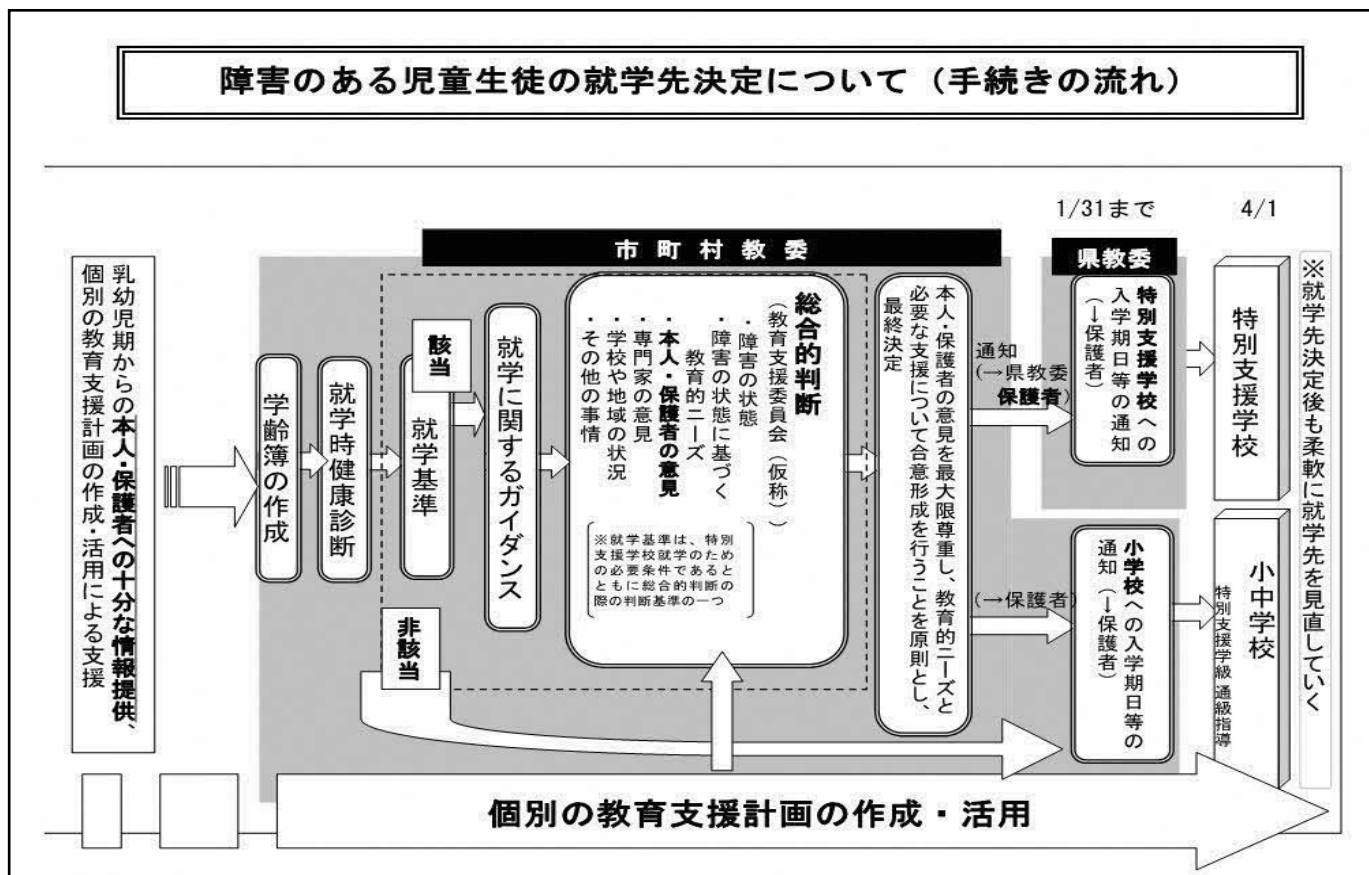


図1 就学先決定に関する模式図

出典:「障害のある子供の就学先決定について」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422234.htm

参考文献:「障害のある子供の教育支援の手引」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210629-mxt_tokubetu01-000016487_01.pdf

《支援体制の整備と充実》

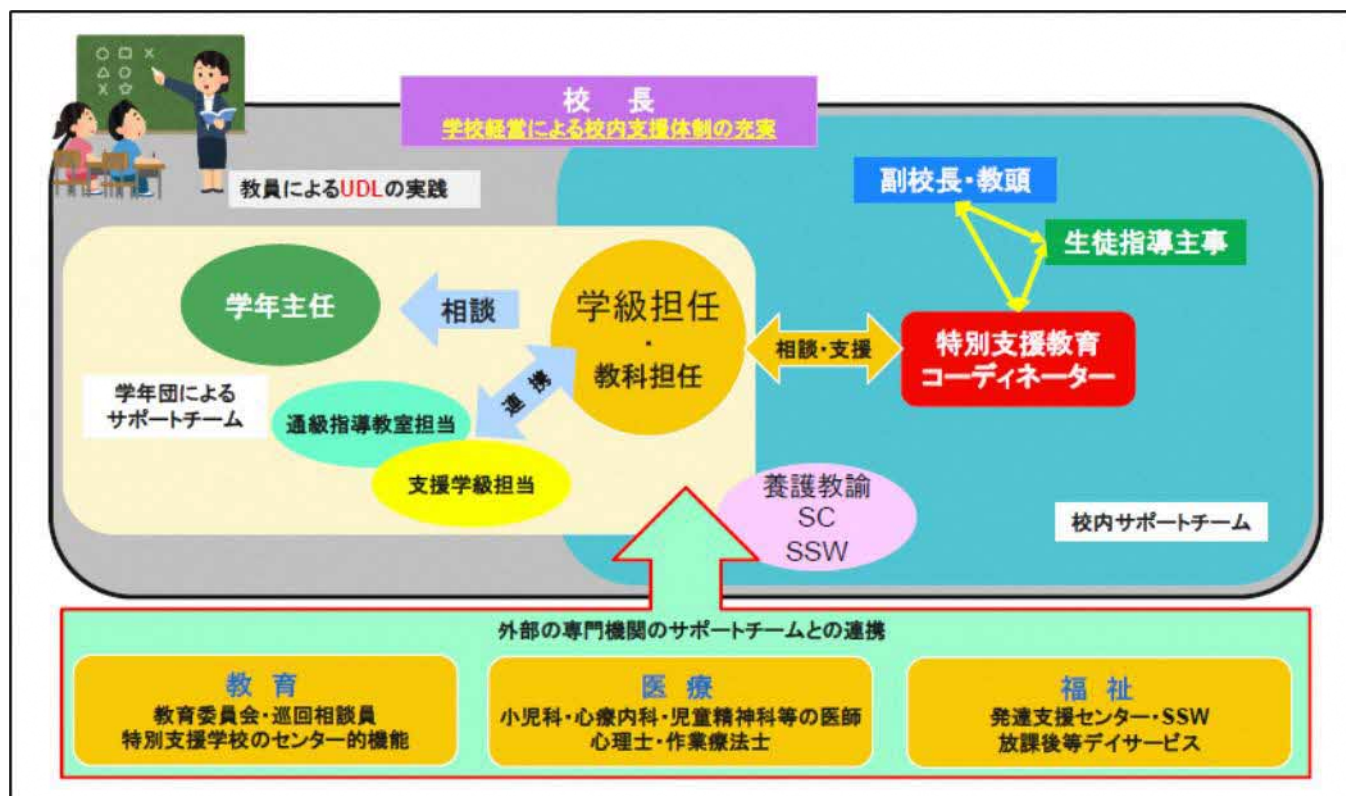


図2 校内支援体制構築の例



参考文献:「すべての子どもを対象とした校内支援体制整備の在り方」(宮崎県教育委員会)

https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/64571/64571_20230328153358-1.pdf

① 校内支援体制における管理職の役割

支援教育の推進について学校経営に明確に位置づけ、組織として学級担任や教科担任を支援することや、特別な教育的ニーズのある児童生徒を支援することを打ち出し、学校がひとつのチームとして取り組むことができるリーダーシップを発揮することが求められます。

【学校経営方針(学校経営案)への位置づけ】

学校経営方針(学校経営案)の中に、支援教育に関する方針を明確に示すこと、学校経営方針(学校経営案)を実現するための校務分掌や教職員の役割について、教職員に対し具体的に説明し、校内支援体制を組織的に機能させることが必要です。

【校内支援体制づくり】

適任者を支援教育コーディネーターに指名し、校務分掌に位置づけることや、支援を必要とする児童生徒に対して、適切な支援を組織的に展開するために、校内支援委員会等を設置するなど校内支援体制を整備します。また、個別的教育支援計画、個別の指導計画等の作成及び確認と、効果的活用を促します。

【教職員の理解促進と資質向上】

支援教育の研修会に教職員を計画的に参加させることや、校長自らも特別支援教育の研修会に積極的に参加し、特別支援教育に関する情報を教職員に周知します。

【保護者、地域への理解啓発】

学校便り等を活用して、特別支援教育の取組を保護者や地域に発信し、理解の促進を図ることや、学校

運営協議会を通じて地域の中でのインクルーシブ教育に関する理解を構築していきます。

②市内の支援ネットワークの形成

各学校の単体だけでは、多様な幼児児童生徒の特別な教育ニーズに対応することは難しいことから、市内の教員それぞれの得意分野を統合する、スクールクラスターによる教育資源のネットワークにより、それぞれの特別な教育ニーズに応えることができるような組織作りも重要です。

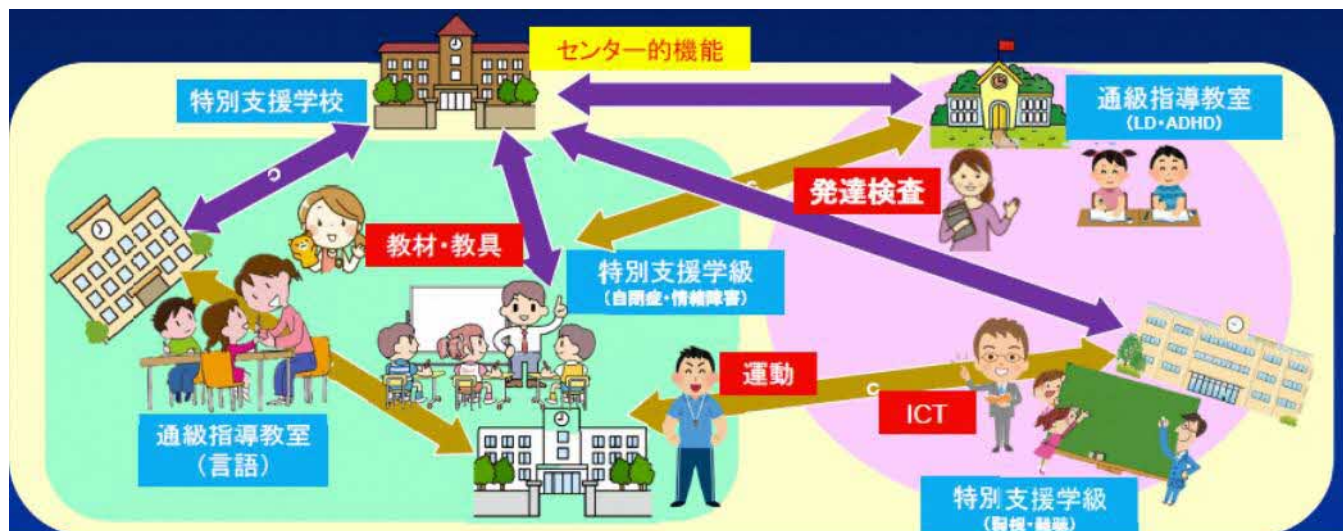


図3 インクルーシブ教育システムの構築イメージ



参考文献:「域内の教育資源の組合せ(スクールクラスター)のイメージ」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/h25/_icsFiles/afieldfile/2013/09/27/1339872_1.pdf

《個別の教育支援計画及び個別の指導計画》

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、学校教育法施行規則第139条の2及び第141条の2において、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒に対しての作成についてふれられ、学習指導要領では作成と活用が義務付けられています。

個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、教育・福祉・医療などの関係機関と連携しながら、長期的・包括的な支援を行うための計画です。学校は、本人や保護者の意向を踏まえ、合理的配慮や支援内容を記録し、学校内外の関係者が共通理解を持つためのツールとして活用されます。

一方、個別の指導計画は、児童生徒の実態に応じて、教科や自立活動等の具体的な目標や内容を定める短期的・実践的な計画です。教員が中心となって作成し、日々の指導や評価、保護者との共有、引継ぎに用いられます。

	個別の教育支援計画	個別の指導計画
視点	長期的・包括的	短期的・具体的
作成者	学校及び関係機関	担任・教科担当等
目的	支援の方向性を示す	指導の具体化
関連性	個別の指導計画の土台になる	個別の教育支援計画を踏まえ作成する

図4 個別の教育支援計画と個別の指導計画の違いと関係性

両計画の作成にあたっては、児童生徒の障害の状況をしっかりとアセスメントした上で、本人や保護者の意向を最大限尊重しながら、必要な合理的配慮を明記し、指導や支援に反映させ、本人の成長に応じて定期的に見直しをすることが重要です。

【6 参考資料】(答申p15)

《通級指導教室の指導基準》

学校教育法第81条第1項においては、幼・小・中・高等学校において障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを定めており、すべての学校において特別支援教育が実施されることがされています。

その上で、通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条に基づき行われています。

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の3、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

また、学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件（平成5年文部省告示第7号）により、通級指導教室の標準指導時数が定められています。

高等学校又は中等教育学校の後期課程における障害に応じた特別の指導に係る修得単位数は、年間7単位を超えない範囲で当該高等学校又は中等教育学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができるものとする。

また、通級指導教室の就学基準として文部科学省は以下の表のような基準を示しています。

区 分	障害の程度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由者、 病弱者及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

表Ⅰ 通級指導教室の就学基準

第 141 条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第 140 条各号の一に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。以下同じ。）に対し、同条の規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の障害に応じた特別の指導（以下「障害に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。ただし、高等学校又は中等教育学校の後期課程においては、障害に応じた特別の指導を、高等学校学習指導要領（平成 21 年文部科学省告示第 34 号）第一章第三款の 1 に規定する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間、同款の 2 に規定する専門学科においてすべての生徒に履修させる専門教科・科目、同款の 3 に規定する総合学科における「産業社会と人間」並びに同章第四款の 4、5 及び 6 並びに同章第七款の 5 の規定により行う特別活動に替えることはできないものとする。

障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における障害に応じた特別の指導に係る授業時数は、規則第 140 条第 1 号から第 5 号まで及び第 8 号に該当する児童又は生徒については、年間 35 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、同条第 6 号及び第 7 号に該当する児童又は生徒については、年間 10 単位時間から 280 単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第 56 条の 2 等の規定による特別の教育課程について定める件（平成 26 年文部科学省告示第 1 号）に定める日本語の能力に応じた特別の指導を行う場合は、授業時間数の合計がおおむね年間 280 単位時間以内とする。

《通級指導教室における特別の教育課程について》

通級による指導に係る特別な教育課程を編成するに当たっては、児童生徒の障害に応じた特別の指導を教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとされています。教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒について指導を実施するというものです。この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は他の児童生徒に比べて増加することとなります。

一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の児童生徒が他の授業を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる児童生徒について通級による指導を実施するというものです。この場合、対象となる児童生徒の全体の授業時数は増えません。通級による指導の時間を全部放課後の時間に設定すると、児童生徒の負担が過重になる場合があります。したがって、通級による指導時数が多くなる場合には、一部の授業に替えて通級による指導の時間を組み込んで、児童生徒の負担の軽減を図ることで、より効果的な指導を行うことができると考えられます。

通級による指導における「特別の教育課程」とは、通常学級に在籍する児童生徒が、障害に応じた特別の指導を受けるために、通常の教育課程に加えたり、一部を替えたりして編成される教育課程のことです。これは、児童生徒の個別の教育的ニーズに合わせて、学習や生活上の困難を改善・克服するための指導を行うためのものです。表1(p8)に示されるとおり、通常学級に在籍する比較的軽度の障害のある児童生徒が対象です。

障害に応じた特別の指導は、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導」とされています。これは、特別支援学校の特別な指導領域である自立活動の目標とするところであり、通級による指導とは、特別支援学校の自立活動に相当する指導とされています。

なお、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができることとされています。ただし、この場合も、あくまで障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的として行われることが必要であり、単なる各教科の遅れを補充するための指導とはならないようにしなければなりません。



参考文献：「通級による指導の制度的位置付け」

(障害に応じた通級による指導の手引 解説と Q&A (改訂第 3 版) 抜粋)(文部科学省)

<https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/institutional/index.html>

《自立活動について》

文部科学省が定める自立活動の学習内容を、より具体的に整理したものとして、以下の表のように6区分27項目を提示しています。これは、特別支援学校学習指導要領解説に示されているもので、児童生徒の障害の状態や実態に応じて、指導すべき項目を選び、個別の指導計画などに活用されます。以下にその内容を記載します。

【1. 健康の保持(4項目)】 ● 健康の状態の把握 ● 生活リズムの形成 ● 身体各部の状態や変化の把握 ● 疾病・障害の理解と対応	【2. 心理的な安定(4項目)】 ● 情緒の安定 ● 自己の理解 ● 欲求の調整 ● 安心感の形成	【3. 人間関係の形成(5項目)】 ● 他者とのかかわりの理解 ● 対人関係の形成 ● 集団への参加 ● 社会性の理解 ● 対人行動の調整
【4. 環境の把握(4項目)】 ● 時間や空間の認識 ● 位置や方向の理解 ● 対象物の認識 ● 状況の把握と予測	【5. 身体の動き(5項目)】 ● 基本的運動機能 ● 姿勢の保持 ● 運動の協応 ● 巧緻性の向上 ● 身体のイメージの形成	【6. コミュニケーション(5項目)】 ● 言語・非言語による表現 ● 相手の意図の理解 ● 意思の伝達 ● 言語の理解と活用 ● コミュニケーション手段の活用

図5 自立活動の6区分27項目

この27項目は、障害の種類や程度によって指導内容が異なるため、すべてを指導するわけではなく、必要に応じて選択的・重点的に指導されます。

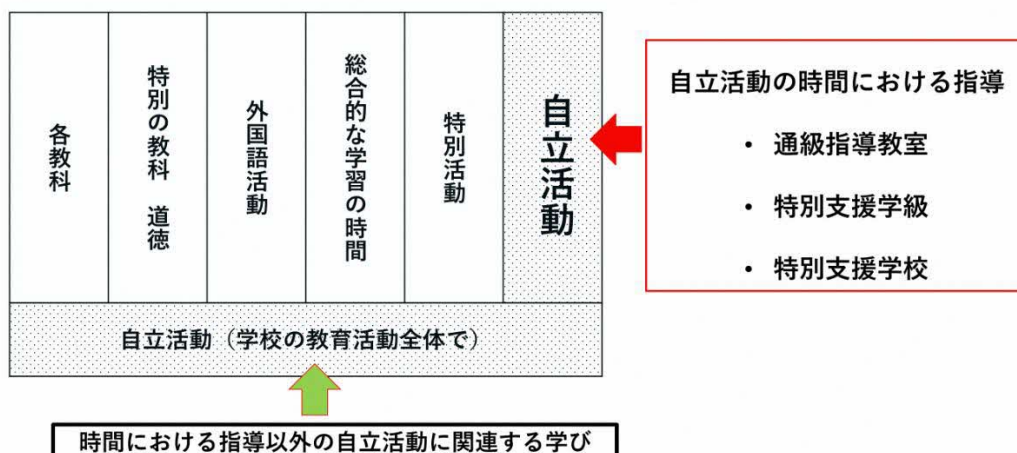
《通常の学級(在籍学級)と「自立活動」の関係について》

『特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領』(文部科学省, 2017)において、「自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする」ことや「自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じて適切に行わなければならない。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。」と明記されています。

すなわち、特別支援学級や通級指導教室において指導を受けている児童生徒に対しては、自立活動の内容を、学校の教育活動全体を通じて行わなければならないということです。通級による指導を受けている児童生徒には個別の指導計画に基づく指導が行われています。

このことから、通常の学級においても、その個別の指導計画に基づく指導に基づいた自立活動の目標を念頭に置き、通級指導教室の指導と密接な関連を保ち、整合性をもった指導が行われなければなりません。

自立活動の展開



自立活動は、特設された自立活動（自立活動の時間における指導）と、他の各教科・領域等の学校の教育活動全体を通して適切に行うものがあります。すなわち、自立活動の指導は学校の教育活動全体を通じて行うものであり、「自立活動の時間における指導」はその一部ととらえる必要があります。

図6 自立活動の展開について



参考文献:「特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編(幼稚園・小学部・中学部)」(文部科学省)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/02/04/1399950_5.pdf

【7 参考資料】(答申p16)

《特別支援学級の規定》

特別支援学級の規定は、学校教育法施行規則第139条、第140条に定められている。以下が、その内容です。

第139条 前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 第56条の5の規定は、学校教育法附則第九条第二項において準用する同法第34条第2項又は第3項の規定により前項の他の適切な教科用図書に代えて使用する教材について準用する。

第139条の二 第134条の2の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号のいずれかに該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く。）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第50条第1項（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第51条、第52条（第79条の6第1項において準用する場合を含む。）、第52条の3、第72条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第73条、第74条（第79条の6第2項及び第108条第1項において準用する場合を含む。）、第74条の三、第76条、第79条の5（第79条の12において準用する場合を含む。）、第83条及び第84条（第108条第2項において準用する場合を含む。）並びに第107条（第117条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

一 言語障害者

二 自閉症者

三 情緒障害者

四 弱視者

五 難聴者

六 学習障害者

七 注意欠陥多動性障害者

八 その他障害のある者で、この条の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

《特別支援学級への就学基準》

文部科学省は、特別支援学級への就学基準として、以下の表のとおり規定している。

区分	障害の程度
視覚障害者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
聴覚障害者	補聴器等の使用によっても通常の話を解することが困難な程度のもの
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱・身体虚弱者	・慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの ・身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害者	・自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの ・主として心理的な要因による選択的かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

表2 特別支援学級の就学基準

特別支援学級の教育は、通常の学級での学習が困難な児童生徒に対して、個々の障害特性や学習ニーズに応じた支援を行うことを目的としています。「特別な支援を必要とする児童生徒が、その可能性を最大限に伸ばすこと」が基本的な理念です。「特別支援教育に係る教育課程について」（文部科学省、2015）では、「特別支援学級の教育課程は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて編成される。特に必要がある場合には、特別の教育課程を編成することができる。特別の教育課程を編成する場合は、特別支援学校の小・中学部の学習指導要領を参考とし、実情に合った教育課程を編成する必要がある」とされています。すなわち、特別支援学級（支援学級）で指導をうけている児童生徒には、児童生徒の必要に応じて「自立活動」の内容を取り入れることとされています。特別支援学校の指導内容を参考にしつつ、通常の学級と連携しながら支援をおこなう必要があるのです。このことから、「交流および共同学習」を行う通常の学級（ダブルカウントで在籍している学級）においても、特別支援学級（支援学級）で作成された個別の指導計画に基づいた学習指導及び自立活動の目標を念頭に置き、特別支援学級（支援学級）の指導と密接な関連を保ち、整合性をもった指導が行われなければなりません。



参考文献：「(14文科初第291号)障害のある児童生徒の就学について(通知)」(国立特別支援教育総合研究所 HP)
https://www.nise.go.jp/blog/2000/05/c1_h140527_01.html



参考文献：「特別支援教育に係る教育課程について」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/063/siryo/_icsFiles/afieldfile/2015/12/07/1364742_02.pdf



参考文献：「特別支援学級及び通級指導に関する規定」（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/054/shiryo/attach/1285860.htm

《特別支援学級と通常の学級の学習時間の割合》

文部科学省は、特別支援学級と協力学級（通常の学級）における学習時間の割合について、明確な数値での「推奨割合」は示していません。

「特別支援教育の在り方に関する特別委員会報告」（文部科学省、2012）では、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」とし、合理的配慮のあり方を方向づけています。また、「障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、『合理的配慮』を提供する」ともしています。

一方、文部科学省は、令和4年（2022年）4月27日に発出した通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（文科初第375号）において、特別支援学級に在籍する児童生徒の教育課程の編成に関する基本的な考え方を示しています。この通知では、特別支援学級に在籍する児童生徒について、原則として週の授業時数の半分以上を特別支援学級において過ごすことを目安とするよう求めています。例えば、週30時間の授業がある場合、15時間以上を特別支援学級で過ごすことが想定されます。この考え方は、特別支援学級に在籍する児童生徒が、個々の障害の状態や特性、心身の発達の段階等に応じた授業を受けることを目的としています。一方で、通常の学級での交流及び共同学習も重要であり、児童生徒の実態に応じて柔軟に対応することが求められています。

なお、この通知に関しては、教育現場や保護者からさまざまな意見が寄せられており、文部科学省は通知の趣旨や運用についてのQ&Aを作成し、理解の促進を図っています。



参考文献:「(4文科初第375号)特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf



参考文献:「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)」Q&A(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20221102-mxt_tokubetu02-100002908_1.pdf

【10 参考資料】(答申p22)

《特別支援教室構想について》



参考文献:中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」(平成17年12月8日)(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/09/22/1212704_001.pdf



参考文献:「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告」(文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20210208-mxt_tokubetu02-000012615_1.pdf